

煙火火薬庫「保安検査」事前調査票

作成者職・氏名 _____

連絡先電話番号 _____

事業所名				代表者職・氏名		
事業所所在地						
電話番号				ファックス番号		
取扱保安責任者	資格	正 (甲・乙)	副 (甲・乙)	代理 (甲・乙)		
	氏名					
煙火火薬類の所在地						
煙火火薬庫	許可火薬類の種類	許可貯蔵量 kg	定期自主検査実施日			
号棟			年度			
号棟			第 1 回 年 月 日			
号棟			第 2 回 年 月 日			
号棟						
第 1 種保安物件名	第 2 種保安物件名	第 3 種保安物件名	第 4 種保安物件名			
法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル			
申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル			
実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル			
検査項目	省令等	検査基準	判定基準		自己点検結果	
位置	規則 2 4 条 1 号	湿地を避けた位置とする。	地盤の湿気の状態を確認すること。		適 ・ 否	
構造	同 2 8 条 1 号 及び 2 号	鉄筋コンクリート造 (壁厚 10 釐以上) 補強コンクリートブロック造 (壁厚 19 以上) 平屋建で堅牢高位で排水に留意する。	ヒビ割れ、風化等がないこと。 排水溝の詰まりがないこと。		適 ・ 否	
土堤等	同 2 8 条 4 号	最大 2 釐を超える場合は土堤又は簡易土堤。 2 釐以下の場合には土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲む。	規則第 3 1 条 (土堤)、第 3 1 条の 2 (簡易土堤) 第 3 1 条の 3 (防爆壁) の構造等の基準に適合していること。		適 ・ 否	
扉	同 2 4 条 4 号	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	外扉は厚さ 3 mm 以上の鉄板とすること。 内扉、外扉及び外扉の錠は、日本産業規格 K4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項の各基準に適合すること。 内扉及び外扉はそれぞれ錠を使用すること。		適 ・ 否	
床高 通気孔	同 2 4 条 6 号	床高は地盤面から 30 釐以上。床に 2 個以上の通気孔を設け、金網を張る。(幅 20 釐以上の通気孔には約 5 釐間隔で直径 1 釐以上の鉄棒をはめ込む。)	床面の破損がないこと。 通気孔の金網破損がないこと。 通気孔を設けない場合は、床と地盤面の間に、防湿フィルムを敷設するか、床面に防湿塗料を塗布すること。		適 ・ 否	

内 面	同 2 4 条 7 号	内面は木板とする。	内面に割れ、釘の浮きがないこと。	適 ・ 否
床 面	同 2 4 条 7 号 の 2	床面には鉄類を表さない。	鉄類を表さないこと。	適 ・ 否
換 気 孔	同 2 4 条 8 号	金網張り、火薬庫の大きさにより天井に1個以上、両つまに各1個以上付ける。	換気孔の金網の破損がないこと。	適 ・ 否
暖 房	同 2 4 条 9 号	暖房設備は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離する。	次のいずれかの基準に適合すること。 ①火薬庫と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気による放熱体を火薬庫内に設置する場合、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。 ②火薬庫と完全に隔離された熱源で加熱された熱風を火薬庫内に送り込む場合、吹き出し口の温度は50度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。 ③火薬類が飛散するおそれがない火薬庫において、エアコンディショナを設置する場合、吹き出し口の温度を摂氏40度以下とし、電気配線は火薬庫内に表さないようにすること。	該当無し 適 ・ 否
照 明	同 2 4 条 1 0 号	照明を設けた場合は防爆式電灯、配線は金属線ぴ工事、金属管工事、がい装ケーブル工事とする。自動遮断機、開閉器は庫外に設置する。	防爆式電灯であること。スイッチ等は庫外にあること。	該当無し 適 ・ 否
屋 根	同 2 4 条 1 1 号	屋根の外面は金属板・スレート板・瓦等の不燃物とする。小屋組の建築材料は木材とする。	雨といの破損、詰まりがないこと。 雨もりがないこと。	適 ・ 否
避 雷 装 置	同 2 4 条 1 2 号	避雷装置を設ける。	平成27年経済産業省告示第145号の基準に適合していること。	適 ・ 否
警 戒 ・ 消 火 設 備	同 2 4 条 1 4 号	警戒札及び貯水槽等の設置、境界に沿って2m以上の空地を設け、境界に有刺鉄線等を張る。	境界柵に破損がないこと。 警戒札（「煙火火薬庫」「火気厳禁」等）は明確であること。空地に燃えやすいものが堆積していないこと。十分な消火用水と消火器具は整然と用意されていること。	適 ・ 否

◆土堤の場合

検査項目	省令等	検査基準	判定基準	自己点検結果
位置	同 3 1 条 1 号	土堤の内面の堤脚から棟の外壁まで1 ｍ以上の距離においてできるだけ接近して構築する。	堤脚と外壁との間の距離を確認すること。	適 ・ 否
出入口	同 3 1 条 2 号	切通しによる出入口の場合は、平面図において棟の本屋から外方に引いたすべての直線が土堤の頂上の線上と交さずする。	当該工室又は火薬庫等が見通して見えないこと。	適 ・ 否
	同 3 1 条 3 号	トンネルによる出入口の場合は、平面図において棟の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線がトンネルの壁の線と交さずする。	当該工室又は火薬庫が見通して見えないこと。	適 ・ 否
勾配 高さ 頂部 補強	同 3 1 条 4 号	土堤は4 5 度以下の勾配とする。(ただし、土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置を講ずる場合にあっては、その内面を九十度より急でない勾配とすることができる。)	構造が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
	同 3 1 条 4 号の2	高さは煙火火薬庫の場合には軒高(1.5 ｍ未満の場合は1.5 ｍ)、その他の火薬庫及び一時置場にあっては屋頂の高さ以上とする。		
	同 3 1 条 4 号の3	頂部の厚さは1 ｍ以上とする。		
	同 3 1 条 4 号の4	内面を補強し崩壊を防止するための措置を講ずる場合、補強部分は土堤の高さの2 分の1 以下とし、かつ、土堤の頂部の厚さは1 ｍに鉄筋コンクリートの厚さを加えた厚さ以上とすること。		
材料	同 3 1 条 5 号	土堤は、火薬類の爆発の際、火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用すること。	次の一以上の材料を用いたものとする。こと。 1. 土 2. ソイルセメント 3. ジオテキスタイルで補強した土	適 ・ 否
土留め	同 3 1 条 6 号	やむを得ず土留めとするときは、土堤の高さの3 分の1 以下とすること。	土留めの腐朽等がないこと。	該当無し

				適 ・ 否
通 路	同 3 1 条 7 号	2棟以上が隣接し、 中間土堤を兼用する 場合は、この土堤に 通路を設けない。	構造が許可を受けずに変更され ていないこと。	適 ・ 否
土 堤 面	同 3 1 条 8 号	土堤面を芝草類又は セメントモルタル又 は布製型枠（セメン トモルタルを使用す るものに限る）で被 覆する。	芝草が剥げていないこと。 枯草がないこと。 セメントモルタル等が剥がれて いないこと	適 ・ 否

◆簡易土堤の場合

検査項目	省令等	検査基準	判定基準	自己点検結果
位 置	同 3 1 条 1 号	土堤の内面の堤脚か ら棟の外壁まで1.5m 以上の距離において できるだけ接近して 構築する。	堤脚と外壁との間の距離を確認 すること。	適 ・ 否
出 入 口	同 3 1 条 2 号	切通しによる出入口 の場合は、平面図に おいて棟の本屋から 外方に引いたすべて の直線が土堤の頂上 の線上と交さする。	当該工室又は火薬庫等が見通し て見えないこと。	適 ・ 否
	同 3 1 条 3 号	トンネルによる出入 口の場合は、平面図 において棟の外壁か らトンネルの方に引 いたすべての直線が トンネルの壁の線と 交さする。	当該工室又は火薬庫が見通して 見えないこと。	適 ・ 否
勾 配 等	同 3 1 条 の 2 1 号 の 2 号 の 3	土堤の勾配は75度 以下とする。 土堤の高さは、軒ま での高さ(1.5m未 満の場合は1.5m) 以上とする。 頂部の厚さは60cm 以上とする。	構造が許可を受けずに変更され ていないこと。	適 ・ 否
土 留 め	同 3 1 条 の 2 2 号	爆発の際、軽量の飛 散物となる側壁板及 び支柱を用いて堅固 な土留めとする。	土堤内の土、砂が十分に満たされ ていること。 土圧により、板が破損して いないこと。 材料は木材、プラスチック材、 軽量骨材を用いたセメント板 であること。	適 ・ 否
通 路	同 3 1 条 7 号	2棟以上が隣接し、 中間土堤を兼用する 場合は、この土堤に 通路を設けない。	構造が許可を受けずに変更され ていないこと。	適 ・ 否
土 堤 頂 部	同 3 1 条 の 2 3 号	頂部は木板等で覆 い、できるだけ雨水 の浸入を防止するた めの措置を講ずること。	板の乾燥により、隙間が大きくな っていないこと。	適 ・ 否

◆ 防爆壁の場合

検査項目	告示	検査基準	判定基準	自己点検結果
位置	昭和35年告示第1号	内面の壁脚から煙火火薬庫の外壁まで、2m以上の距離においてできるだけ接近して構築する。	位置が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
構造	同2号	鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造で、基礎は堅牢に構築する。	基礎部が露出していないこと。	適 ・ 否
高さ	同4号	煙火火薬庫の場合は軒高以上、爆発の危険のある日乾場では2.5m以上。	位置が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
壁の厚さ	同4号	鉄筋コンクリートの場合 ・ 煙火火薬庫においては15cm以上 ・ 煙火火薬庫以外においては10cm以上。 補強コンクリートの場合 ・ 煙火火薬庫においては19cm以上 ・ 煙火火薬庫以外においては15cm以上。	構造が許可を受けずに変更されていないこと。 壁面にヒビ割れ、風化がないこと。	適 ・ 否
緩衝措置	同5号	出入口の外に更に防爆壁を設ける等、直接の衝動波が外にでない措置をする。	当該工室又は火薬庫が見通して見えないこと。	適 ・ 否